

**合併等前二年以内適格合併等が行われていた場合の特定資産譲渡等損失額の
計算に関する明細書（第 6 号様式別表 13） 記載の手引**

（令和 2 年改正）

この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法人税法施行令第 112 条第 5 項第 1 号（同条第 11 項において準用する場合を含みます。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第 7 項（同条第 11 項において準用する場合を含みます。）に規定する場合に該当する場合又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 106 号）第 1 条の規定による改正前の法人税法施行令第 112 条第 5 項第 1 号（同条第 11 項において準用する場合を含みます。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第 7 項（同条第 11 項において準用する場合を含みます。）に規定する場合に該当する法人が記載し、第 6 号様式別表 12 に併せて提出してください。
- (2) 本都内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 「

法第 72 条の 2 第 1 項
第 1 号
・
第 3 号

に掲げる事業」となっている箇所については、
事業の区分に応じ、「第 1 号」と「第 3 号」のいずれかを○印で囲んで表示してください。
- (4) 地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業と同項第 3 号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第 1 号ロに掲げる法人に限ります。）にあっては、それぞれの事業に係る特定資産譲渡等損失額となる金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

※この明細書の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表 7（1）付表 2）に記載したところに準じて記載します。